

D 4 - 3 8
5 年 保 存 (常)
(令 和 9 年 12 月 31 日 まで)
F N . D 4 - 1 - 3
鹿 免 管 第 5 0 4 号
鹿 免 試 第 6 2 号
令 和 4 年 4 月 2 5 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担当	免許登録係	Tel

申請によるサポートカー限定条件の付与等に関する運用上の留意事項について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第91条の2の規定により、運転免許（以下「免許」という。）を受けた者は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定するなどの条件（以下「サポートカー限定条件」という。）を付し、又はこれを変更することを申請することができることとされ、令和4年5月13日から関係規定が施行されるところ、本制度の運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、この通達は令和4年5月13日から施行する。

記

1 サポートカー限定条件の趣旨

運転に不安を覚える高齢運転者等に対して、運転免許証（以下「免許証」という。）の自主返納だけでなく、より安全な自動車等に限って運転を継続するという中間的な選択肢を設けるものである。

2 サポートカー限定条件の内容

サポートカー限定条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を次のいずれかに該当するものに限定する条件とされている（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第18条の6第1項）。

なお、後付けの装置については、サポートカー限定条件の対象とはならない。

- (1) 国土交通大臣による性能認定を受けた衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えた自動車

次のア及びイに掲げる装置の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成30年国土交通省告示第544号。以下「実施要領」という。）第3条の認定が行われた普通自動車。ただし、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられている自動車（AT車）以外の自動車（MT車）にあつては、イに掲げる装置を備えることを要しない（別添1参照）。

ア 実施要領第1条第3号に規定する衝突被害軽減制動制御装置

イ 実施要領第1条第4号に規定する障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置又は同条第5号に規定するペダル踏み間違い急発進抑制装置

- (2) 道路運送車両の保安基準に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えた自動車乗車定員が10人未満の普通自動車であつて当該普通自動車に備える前方障害物との衝突による被害を軽減するために制動装置を作動させる装置が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章及びこれに基づく命令の規定に適合するもの

具体的には、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第15条第8項の基準に適合する衝突被害軽減制動制御装置（同条第7項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。）を備えるもの（別添2参照）

3 対象車両の確認方法

サポートカー限定条件で運転することができる対象車両については、メーカー別対象車両一覧表が警察庁ウェブサイトに掲載されているので、メーカー、通称名、型式、車台番号等により確認すること。

4 サポートカー限定条件の表記方法

免許証におけるサポートカー限定条件の表記は、「普通車はサポートカーに限る」とする。

5 サポートカー限定条件の付与又は変更（以下「付与等」という。）の基準

次のいずれかに該当する場合を除き、免許を受けた者から法第91条の2第1項の規定により申請があつた場合は、同条第2項の規定によりサポートカー限定条件の付与等を行うものとする（道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第33条の6）。

- (1) 普通免許とその上位免許（法第71条の5第2項に規定する上位免許をいう。以下同じ。）を受けている場合において、普通免許についてのみ条件の付与の申請をしたとき。

普通免許に条件の付与の申請をした者が、普通免許の上位免許を保有している場合は、当該申請に係る普通免許のみに条件を付与したとしても、当該普通免許の上位免許によって当該普通免許の条件に違反するような自動車を運転することが可能であり、そのような条件を付す実益はないことから、そのような条件の付与は行わない。

- (2) 公安委員会による審査の結果、条件の変更が適当でないと認められるとき。

普通免許に条件の付与を受けている者がその変更（解除）を申請した場合において、法第91条の2第3項の規定により公安委員会が行う審査の結果、当該普通免許に付されている条件を変更することが、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図る上で適当でないと認められるときは、条件の変更（解除）は行わない。

6 サポートカー限定条件の申請を受け付けるに当たっての留意事項

(1) 条件を付することができる免許

2のとおり、サポートカー限定条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を限定する条件に限られていることから、サポートカー限定条件を付与等することができる免許は、普通免許に限られることとなる。

したがって、中型（8トン限定）免許を含め、普通免許の上位免許を受けている者がサポートカー限定条件の付与を希望する場合は、次の区分に応じてそれぞれに定める手続を執った上で、普通免許に条件を付与すること。

ア 普通免許の上位免許を保有しており、普通免許を保有していない場合

普通免許の上位免許について申請取消し（法第104条の4第2項の規定による免許の取消しをいう。以下同じ。）を行うとともに、同条第1項後段の規定による普通免許を受けたい旨の申出に基づき、同条第3項の規定により普通免許を与えること。

イ 普通免許の上位免許と普通免許を保有している場合

普通免許の上位免許について申請取消しを行うこと。

(2) 申請手続

サポートカー限定条件の付与等の申請は、規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書（規則別記様式第13の6）を提出して行うものとされており、この場合において、申請者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならないこととされている。

(3) 申請者の意思の確認及び申請者に対する説明

申請を受け付けるに当たっては、申請者の意思を確認するとともに、申請者に対し、サポートカー限定条件の付与を受けた後は、2の(1)又は(2)以外の普通自動車を運転することができなくなる旨、運転した場合は免許条件違反となる旨及び当該条件の解除を希望する場合は公安委員会による審査（指定自動車教習所において限定解除のための教習を受ける場合も含む。）を受ける必要がある旨を説明すること。

また、サポートカー限定条件の付与を行う場合は、申請者に対して、別添3（サポートカー限定条件付免許を申請された方へ）を交付して、以下の事項について説明すること。

ア 2の対象車両の範囲

イ 3の対象車両の確認方法

ウ サポートカー限定条件の対象となる車両に備えられている2の(1)及び(2)の装置は、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作

を行うことを前提とした運転支援技術であることから、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転する必要があること。

(4) 手数料の取扱い

ア 申請取消しを行わずに普通免許にサポートカー限定条件を付与する場合は、手数料は不要である。

この場合は、法第93条第2項の規定により、免許証の裏面備考欄に4の条件を記載すること。ただし、同時に再交付を申請する場合は、再交付手数料を徴収すること。

イ 申請取消しを行う場合のうち、(1)アの場合は、法第104条の4第3項の規定により免許を与えるに際して、免許証交付手数料を徴収することとなる（法第112条第1項第3号）。

ウ 申請取消しを行う場合のうち、(1)イの場合は、法第107条第2項の規定により免許証を交付することとなることから、手数料を徴収することはできない。

エ (1)アの手続を免許証の再交付又は有効期間の更新の機会に行う場合は、免許証再交付手数料又は免許証更新手数料のみを徴収し、免許証交付手数料は徴収しないものとする（法第112条第1項第4号及び第5号）。

【参照条文】

○ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抄）

第5章 道路運送車両の検査等

（自動車の指定）

第75条 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2～9 （略）

○ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）（抄）

第1章 総則

（定義）

第2条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

一 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、法第75条の2第1項の規定により型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少量の自動車を除く。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び国土交通大臣が定める自動車をいう。

二～十一 （略）

十二 「型式指定自動車」とは、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。

十三～十七 （略）

○ 自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程（平成30年国土交通省告示第543号）（抄）

（評価等）

第2条 国土交通大臣は、申請により、自動車の先進安全技術の性能に関する評価を実施し、その結果を公表する。

（先進安全技術の性能認定実施要領）

第3条 国土交通大臣は、前条の規定により自動車の先進安全技術の性能に関する評価を実施し、その結果を公表するため、実施要領（以下この条において「先進安全技術の性能認定実施要領」という。）をあらかじめ作成し、これに従い評価の実施及び結果の公表をするものとする。

2 先進安全技術の性能認定実施要領においては、次に掲げる事項について定め、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一 認定の実施に関する次に掲げる事項

イ 認定の対象とする自動車の種類に関する事項

- ロ 評価項目
- ハ 試験方法
- ニ 評価方法
- ホ (略)
- 二 (略)
- 3・4 (略)

○ 先進安全技術の性能認定実施要領（平成30年国土交通省告示第544号）（抄）

（定義）

第1条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによるほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定めるところによる。

一 「型式届出自動車」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第2条第1号に基づき国土交通大臣が定める自動車を用いる。

二 「装置搭載車」とは、次に掲げる装置のいずれかを備える自動車を用いる。

イ 衝突被害軽減制動制御装置

ロ 障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置

ハ ペダル踏み間違い急発進抑制装置

三 「衝突被害軽減制動制御装置」とは、自動車の制動装置に備える装置であって、前方障害物との衝突による被害を軽減することができるものをいう。

四 「障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置」とは、発進時及びごく低速での走行時（以下「発進時等」という。）に、ブレーキペダルの操作を意図した運転者が誤ってアクセルペダルを踏み込むこと（以下「ペダル踏み間違い」という。）による衝突防止又は被害軽減のため、加速を抑制する装置であって、障害物を検知した場合に限り加速を抑制する機能（以下「障害物検知機能」という。）を有するものをいう。

五 「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」とは、発進時等に、ペダル踏み間違いによる衝突防止又は被害軽減のため、加速を抑制する装置であって、障害物検知機能を有しないものをいう。

六 「障害物」とは、装置搭載車の前方若しくは後方にある自動車（対向車両を除く。）又は装置搭載車の進路の前方を横断する歩行者であって、装置搭載車と衝突するおそれがあるものをいう。

七～十九 (略)

（認定の対象とする自動車）

第2条 自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程（平成30年国土交通省告示第543号。以下「評価規程」という。）第3条第2項第1号イの認定の対象とする自動車の種類は、次の表の左欄に掲げる専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって、乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する軽自動車（三輪自動車、

カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。) であって車両総重量が3.5 t以下のもののうち、それぞれ同表の右欄に掲げる申請者から評価規程第2条の申請（以下単に「申請」という。）があったものとする。

自動車	申請者
一 型式指定自動車	当該型式指定自動車について道路運送車両法第75条第1項の指定の申請をした者
二 型式届出自動車	当該型式届出自動車について国土交通大臣への届出を行った者

（評価項目等）

第3条 評価規程第3条第2項第1号ロの評価項目は、次の表の左欄に掲げる先進安全技術とし、同号ハの試験方法は、同表の中欄に掲げる規定に定めるところによるものとし、同号ニの評価方法は、同表の右欄に掲げる規定に定めるところにより認定を行うことによるものとする。

評価項目	試験方法	評価方法
衝突被害軽減制動制御装置	別添1「衝突被害軽減制動制御装置の試験方法及び評価方法」1.	別添1「衝突被害軽減制動制御装置の試験方法及び評価方法」2.
障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置	別添2「障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法」1.	別添2「障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法」2.
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	別添3「ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法」1.	別添3「ペダル踏み間違い急発進抑制装置の試験方法及び評価方法」2.

【参照条文】

○ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抄）

第5章 道路運送車両の検査等

（自動車の指定）

第75条 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2～9 （略）

（共通構造部の指定）

第75条の2 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、車枠又は車体及びその他の第41条第1項各号に掲げる装置の一部から構成される自動車の構造部分であつて、複数の型式の自動車に共通して使用されるもの（以下この条において「共通構造部」という。）のうち、当該共通構造部により当該共通構造部を有する自動車の第40条第8号に掲げる事項が特定されることとなるもの（以下「特定共通構造部」という。）をその型式について指定する。

2～7 （略）

（装置の指定）

第75条の3 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、第41条第1項各号に掲げる装置のうち国土交通省令で定めるもの（以下「特定装置」という。）をその型式について指定する。

2～8 （略）

○ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（抄）

第2章 自動車の保安基準

（制動装置）

第12条 自動車には、走行中の自動車が確実に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し告示で定める基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25キロメートル毎時未満の自動車にあつては、走行中の自動車が確実に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し告示で定める基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。

2 （略）

○ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）（抄）

第1章 総則

（定義）

第2条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めると

ころによる。

一 「指定自動車等」とは、法第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車、法第75条の2第1項の規定により型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少量の自動車を除く。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第62条の3第1項の規定により認定を受けた自動車及び国土交通大臣が定める自動車をいう。

二～十七 （略）

第2章 自動車の保安基準の細目

第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目（制動装置）

第15条 走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、保安基準第12条第1項の告示で定める基準は、次項から第9項までに掲げる基準とする。

2～6 （略）

7 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送^{けん}の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量が3.5 tを超えるものには、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、協定規則第131号の規則5. 及び6. に適合する衝突被害軽減制動制御装置（前方障害物との衝突による被害を軽減するために制動装置を作動させる装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。

8 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送^{けん}の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量が3.5 t以下のものには、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、協定規則第152号の規則5. 及び6. に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

9 （略）

サポートカー限定条件付免許を申請された方へ

1 サポートカー限定条件付免許で運転できる車両

サポートカー限定条件付免許では、次の機能が搭載された自動車(※)のみ、運転することができます。

なお、後付けの装置については対象となりません。

① 衝突被害軽減ブレーキ（対車両，対歩行者）

車載レーダー等により前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報し、さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキが作動する機能

② ペダル踏み間違い時加速抑制装置

発進時やごく低速での走行時にブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込んだ場合に、エンジン出力を抑える方法により、加速を抑制する機能

※ ①の機能が道路運送車両法の保安基準に適合するもの又は①及び②の機能がそれぞれ国土交通大臣による性能認定を受けているものに限ります。

2 対象車両の確認方法

サポートカー限定条件付免許で運転することができる自動車は、警察庁ウェブサイトに掲載しています。

車種，車名，型式，車台番号等から御確認ください。

3 サポートカー限定条件付免許の対象車両を運転する際の注意点

サポートカー限定条件付免許の対象車両は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

4 サポートカー限定条件を解除したい場合

サポートカー限定条件を解除したい場合は、公安委員会の審査（有料）（指定自動車教習所において限定解除のための教習を受けた場合は、運転技能の審査が免除されます。）を受ける必要があります。

（問合せ先） 鹿児島県警察本部交通部免許管理課免許登録係
鹿児島市南栄5丁目1番2号
電話 099-266-0111